

第24期 軽井沢町農業委員会 第35回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p style="text-align: center;">開会 13時30分</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第35回総会を始めたいと思います。最初に市村会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
市村会長	<p>委員の皆様、お疲れ様でございます。最初に新型コロナウイルス感染状況について申し上げますが、5月8日に感染法上の位置づけが5類に移行し、これに伴いまして「軽井沢町の新型コロナウイルス感染対策対応方針」も撤廃されております。会議については、室内でもありますのでマスク着用は引き続き推奨いたしますが、個々の判断でお願いいたします。</p> <p>さて5月に入りまして、上旬は低温が続き、凍霜害で生育への影響もございました。中旬以降は気温も上昇し、最近では日中は20度近くに達しております。寒暖の差が大きく、農作業は苦慮いたしますが、今後の出荷に向けた皆様の労力に期待するものでございます。</p> <p>さて、今月からはいよいよ地域計画に向けた取り組みをスタートいたします。後ほど事務局よりご説明いたしますが、耕作者が減少する中でも将来的な農地利用に向けてどのように農地の集積、集約を達成していくのか、委員の皆様が把握している情報も地域計画にも反映させ、令和5年、6年の2年間をかけて町で策定してまいりますので、農業委員会としては全面的に協力していく考えであります。また先月の総会時にも申し上げましたが、一月事に皆様の活動内容をご持参している活動記録表にて把握させていただきます。来月以降については本日公布する今年度版の活動記録簿にご記入をお願いいたします。ご不明な点等がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>本日、町側より佐藤係長がご出席いただき、また土屋代理からのJA関係を含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。なお、岡沢補佐は欠席であります。それでは第24期軽井沢町農業委員会第35回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので同規則第17条の規定により、市村会長が議事を進行いたします。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、13名の出席でございます。坂本雄樹委員より欠席の</p>

	<p>連絡がありました。農地利用最適化推進委員7名中、7名全員の出席でございます。儘田推進委員より欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号1番の土屋史彦委員と議席番号13番の岩井正則委員の2名にお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>「事業報告の説明」</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>発言の後</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。 次に、議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請書」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1についてご説明します。次第4ページ、補足資料1ページから5ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。_____は_____に_____のある_____さんです。</p> <p>_____では令和__年__月__日付_____で_____として_____になっておりましたが、_____に_____の_____、_____の_____により_____に_____したいとのことであります。_____の_____は_____を_____しており_____の_____については_____ございません。_____でございますが、補足資料ページに_____がございます。_____にある_____から_____ほど_____した_____の_____、_____の_____は_____に_____しております。_____の_____はさきほどご説明した通りでございます。_____のみの_____となる為、権利の設定や移転は発生しません。</p> <p>なお、当案件についての立地基準、一般基準、担当委員の説明については_____の_____や_____は_____しないことから説明は省略いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局からの説明の通り、担当委員よりの説明は省略しますので、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
委 員	<p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1を許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。 次第5頁から6項、補足資料は、6頁から7項をお願いします。 軽井沢町長より、農業委員会会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。6月の公告分でございますが、再設定が、1件、5筆、面積は、5,531㎡、内訳は、田が4,072㎡、畑1,459㎡です。 中間管理が1件、1筆、面積が2,132㎡、内訳は、田が2,132㎡、です。合計で、2件、6筆、面積は、7,663㎡で、内訳は、田が6,204㎡、畑が1,459㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。それでは、議案第2号、軽井沢町農用地利用集積計画の6月公告分について、ご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第2号軽井沢町農用地利用集積計画6月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。
市村初仁議長	次に6、のその他事項に進みます。 (1)のJA関係、で土屋会長代理をお願いします。
土屋会長代理	お手元の野菜出荷状況報告をご確認ください。こちらのほうからご説明をいたします。主だった品目のみ、読み上げていきます。レタス10キロ、10,560

	<p>ケース、単価が1,391円、金額が14,689,520円、対前年比で数量が148%、単価が76%、金額が112%でございます。これは昨年に比べてだいぶ数量が多いわけなんですけれども、初出荷の日は例年とは変わらなかったのですが、全体で見ると農家の出荷が早くて数量が昨年よりだいぶ増えたというのが現状です。ただ単価がそれに追いついていない状況です。続いて6番のチンゲン菜、数量が1,017ケース、単価が802円、金額で1,58,100円ほどとなっています。前年対比で数量が77%、単価が102%、金額が78%です。チンゲン菜は作り手が少なくなっている関係で、数量も減少しています。合計で数量が15,354ケース、単価が1,281円、金額が19,671,350円、前年度対比で数量が129%、単価が86%、金額が111%でございます。特記事項ですが、5月に入りまして霜が非常に多くて、4日連続で霜が続きまして、朝早くからの出荷が全くできずに出荷数量が減ったということでございます。それとレタスにおいては巻が強いものについては凍霜害で表面が焼けてしまうものとか、そういう被害がだいぶ出て圃場を見て回りますとだいぶ捨ててある株が多くありました。先日、5月22日に、目揃会がありましてレタス、サニーレタス、それからチンゲン菜、そちらのほうの出荷している全農家さんのものを並べまして、生産者のほうでそちらを見て、今シーズンの荷造りに向けて頑張っていきたいということ言っておりました。それから今後の予定ですけれども、7月3日に市場5社、招待して第1回の査定会を開催する予定であります。今主だった品目でレタスの出荷が行われているわけなんですけれども、昨日、初めて日量1,000ケースを越えました。本日は霜の影響で700ケース、それから等級ですが2Lといいまして、10キロー箱でだいたい12から14玉が4割、L等級が16玉、こちらがだいたい2割から3割です。後は霜でやられたものになります。後はキャベツですけれども6月の中旬に初出荷の予定です。こちら例年と初出荷は変わらないのですが、ただレタスと同じように4月が暖かったせいか、ほとんどの農家さんが例年より1週間ほど早い出荷になる見込みです。キャベツも同じく凍霜害を受けまして、それと干ばつもあり不揃い、それと苗も駄目で、まだらになっている圃場があるとのことでした。今年も出だしが天候不順で苦戦しておりますけれども、今シーズンも頑張っていきたいと思っております。</p>
市村初仁議長	JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐は欠席でありますので、(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	町からは有機の関係を配布してございます。こちら国のホームページからダウンロードしたのものになります。このような制度がありますとの案内になります、

	<p>町としては令和5年4月1日より、第6次町長期振興計画がスタートしているわけでございます。農業分野につきましては魅力ある高原野菜を中心とした活力ある持続可能な町として基本方針を定めているわけでございます。認定農業者や認定新規就農者の増加はもとより、農地の利用集積とともに新たに、環境にやさしい農業を推進することも追加してございます。目標としては有機 JAS になりますけれども、認定件数を2027年までに10件にしたいというものでございます。今後につきましては国や県の情報提供を行うとともにですね、講習会などを行なえればと考えているところです。慣行農業とともに有機農業にも力を入れていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。こちらお配りしたものににつきましては、有機農業の参入者の自立と支援事業ですとか、裏には有機 JAS の認証取得の支援事業等が記載されております。町のホームページでもこれからの講習会等を掲載したり、農業委員会の総会でも配布したり、そのような形でご参加いただけるよう、または他の農業者にも声をかけていただけますようお願いすることもありますのでお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ただ今の佐藤課係長のご報告で何かお聞きしたいようなことはありますか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>事務局関係を説明する前に、先月の総会時にも説明いたしました、皆様の活動把握の為、一ヶ月の委員活動日数の目安である10日間が達成されているか、先月の総会時に配布した用紙にて確認をさせていただきます。来月以降からは活動日誌簿で毎月確認いたしますのでご持参ください。10日間活動できますと皆様への報酬に上乗せできる国から支給される最適化交付金が適用されます。どのような活動を記載すれば良いかなどご不明な点等がありましたら、事務局へご質問ください。</p> <p>それでは、次第12ページをお願いします。「別紙行事日程等説明する」</p> <p>一点、7月の予定ですが、19日が第24期の最後の総会となります。基本的には第25期の委員も継続される方は翌日の20日の第25期第1回の総会もご出席いただきますが、継続しない委員は19日で終了となります。ただ、20日に24、25期の皆様との写真撮影や懇親会がございますので、申し訳ございませんが、皆様には20日も役場にご来庁をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ただ今の説明に対して何かご質問等はございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	それではここで一度、暫時休憩し、再開後に地域計画の説明を行います。

	<p style="text-align: center;">休憩 14時35分 再開 14時50分</p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。それでは事務局より地域計画の説明をお願いいたします。本日はプロジェクターを用意いたしました。その画面を見ながら説明を聞いてください。</p>
青木事務局長	<p>プロジェクターの用意ができるまで、配布した別紙の資料をご覧ください。基本的に地域計画を始めるに際しまして、今までご説明させていただいたように、農業委員会の役割としてはその農地が、今後誰が耕作していくのか、一筆事に耕作者を明記して、その耕作者がそのエリアを使っていくというような地図を作成していければ、一番理想的にはなります。まずその作業の初段階で農地の出し手と受けてというような形で、耕作者や所有者の意向がどうなのかというところがですね、この休憩前にご説明した活動記録と関係してくる部分でございます。地域計画の策定は軽井沢町農業振興係で作成してまいります、この策定は全町に及びますので、農林振興係だけで作成していくのは難しく、JAや農業委員会も参加して進めていくものでございます。これから意向確認のため、耕作者へのアンケートを町で実施する予定です。その内容についてはこちらにサンプルの雛型を添付しておりますが参考にご確認ください。今後、規模を拡大していくのか、現状維持なのか、それとも規模を縮小していくのかというところを把握するのが目的でございます。基本的にこの計画は農業者が減少しているというのは当町に限ったことではなく、全国的なことでありますが、少ない農業者に農地を集約して尚且つ、集約すると耕作する面積は増えるわけでありますので、その農地でどのような農業をするのか、例えば大型トラクターを使って一体的な利用を行えるような土地の集約、そういった効率的な方法も検討していくようになります。10年先の耕作者を明記できれば良いのですが、その辺りがどうなのかということに関しましては、地域での話し合いの場で決めていただくこととなります。実際に集約が難しいということもあるとは思いますが、例えば地区外の方々にご利用いただくのが可能なのかとか、そういったところも加味してですね、令和5年度、6年度の2か年をかけて作成していくようになります。それとこちらに記載されています担い手情報ですが、この担い手はいわゆる委員の方でもいらっしゃると思いますが、いわゆる認定農業者ですね、それと認定新規就農者、それから集落営農組織ですとか、利用されている方も多い利用権ですね、さきほども利用集積の関係で皆様にご審議いただきましたが、そういった町の構想に見合う、そういった方々もこの担い手に含まれてくるというような状況でございますので、以上の耕作者は規模を拡大していける位置づけになってくるのかなと考えております。この方々に農地を集約していけることが可能になるのかどうか、この辺りを今後検討していく内容となりますが、10年先となりますと現在の耕作者が耕作するのかがどうかも分かりませんので、後継者がいるのかどうかで将来的な農地利用の予定も把握できます。</p>

それで、この地域計画策定後の区域内の賃貸については農地バンク、中間管理機構となります。ですので地域計画区域内で現在利用権設定している農地については、令和6年度で新規、更新の利用権設定はできなくなります。令和7年度以降の賃貸契約もある利用権についてはそのまま利用できますが契約が終了した時点で、地域計画内の農地については中間管理機構による賃貸に変更となります。中間管理機構は皆様既にご存じの方もいることから、この場での説明は割愛いたしますが、いずれにしても中間管理機構での貸借は人・農地プランに位置付けられた地域での中心的な集約、集積が可能な経営体に貸し付けを行っております。この地域計画では、地域の話合いによって一体的な農地利用ができるのであれば馬取山田地区で実施しているような農業者負担が少ない圃場整備を中間管理事業を活用して、行政側で整備していけるようにもなります。これから農林振興係においても耕作者向けのアンケートを実施して意向を確認しながら進めさせていただきます。

それではプロジェクターの準備ができましたので、画面をご覧ください。画面では町内の農地表示しております。今回についてはモデル地区としては市村会長の油井地区と土屋会長代理の借宿地区についてご説明をいたします。まず油井地区ですが市村会長のアメーラトマトを栽培している周辺の地図をご覧ください。耕作者事に地図上で色分けをしております。様々な色が表示されているということは、それぞれに耕作者いることをご理解ください。緑色の着色部分は市村会長が耕作者であります。市村会長が法人化して利用している箇所もございしますが、基本的にはこのように担い手に集約して、同一色になるような地図が作成できれば理想的でございます。地域計画上では農地集約面積の基準が概ね1団地1ヘクタールと示されております。この1団地というのは担い手の方が耕作していく目安でございます。例としてこの地区でいえば市村会長がこのエリアの農地一筆ごとの耕作者として目標地図に記載できれば理想的であります。次に画面上でこの市村会長の農地とは別途で一体的にある農地がございしますが、この箇所はまた別の方が耕作をしております。表示している全体的にピンクで着色している部分は農振農用地でございます。その部分に重ねてこちらでモデル的に耕作者別に着色しております。この網掛けされている箇所をご覧くださいののですが、この箇所は\_\_\_\_\_が利用権で耕作をしております。その周辺の農地は網掛けをしていないので、所有者自身が耕作をしている箇所となります。もちろん、10年後先まで所有者自身が耕作をしていければ良いのですが仮の話として、所有者が農地を手放したいとか他の耕作者に貸し付けたい等の希望があり、尚且つ、\_\_\_\_\_にも規模拡大の意向があれば農地を集約して一体的な利用が可能となります。このようなことを達成する地図を作成していく為、農業委員、推進委員の皆様におかれましても耕作者の意向も確認する役割がございします。先ほども申し上げましたが、地域計画を策定するのは農林振興係でございますが、農業委員会ではその計画策定をするための土台となる将来的な農地利用に関する目標地図を作成していくこととなります。本日は2地区をモデル地区として取り上げましたが、事務局では順次、他の地区でも今回と同様な形式で実施

する予定でございます。委員の皆様との話し合いにより農地利用に関するご意見を地図に反映させていくことや、その過程で農地の状況、所有者及び耕作者の意向を確認した際にはその活動を日誌にご記入いただければ、活動日数にもカウントできますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に借宿地区の草場の農振農用地でございます。ご覧のように着色はバラバラでございます。例えばですが、この着色されている箇所は土屋会長代理が耕作されております。隣の緑に着色している箇所は他の農業者の利用地となっておりますが、隣の農地を土屋代理が利用できることによつて、集約が可能となり一団地が形成できることから、土屋代理はこの地図上の上部の農地で別途で耕作をしており、その隣もこの緑色の耕作者である為、相互の耕作地を交換することによつて集約を図れるか検討することも一つの方法であります。この集約の結果、地域でどのような農産物を生産して収益を向上させていくのか、レタスやキャベツ以外のものでも良いのですが、できれば統一した方針を話し合いで決定できれば、その後の基盤整備も円滑に進めていけます。目標があつて集約するのか、集約して目標を掲げるのか、鶏が先か卵が先かの議論になってしまいますが、農業委員会としてはまずはその素案となる耕作者の集約に向けての地図を作成していく考えであります。また農振農用地内ではないですが、農振農用地に隣接している農地や大日向や茂沢など、農振からはずれてはいても一団の農地を形成している若しくは形成できる箇所も地域計画に含めていくのか、委員の皆様のご意見を伺いながら検討していきますのでご承知のほどよろしくお願いいたします。馬取地区は既に中間管理事業で圃場整備を行う山田地区もあり、そのような箇所は耕作者も決定しており、その方針で地図を作成してまいりますが、他地区については、総会後や個別に協議を行う予定です。その結果がまとまりましたら、改めて全委員の方にもご報告をさせていただく予定であります。

それではお手元の資料をご覧ください。このカラーの資料が今画面で説明した地図のイメージ図になります。左上に山田太郎さんと緑色に着色されている耕作者が、油井地区での市村会長の農地になるようなイメージです。この地図ではどうしても耕作者を明記できない農地については、「今後検討」と表示されます。ただ、この表現で記載するのは最終的な手段でございます、当町の農業者を目標地図に位置付けできれば一番ベストでございます。しかしながら農業者の減少に伴い、農業者が確保できない場合は、中間管理機構では町外の農業者の情報を把握しており、こちらからの求めに応じてその情報をご提供いただくことは可能でございます。町外の農業者に依存する形式が良いのかどうかは地域での話し合いで決定してまいりますが、現在でも町外の方からの問い合わせもあり皆様に情報提供をさせていただいている状況ではございます。それと町では農振農用地内で限定して行っている草刈も農地を保全する目的でございますので、この地図に記載することは可能でございます。発地地区の多面的機能も同様に記載は可能です。以上のような様々な手段の活用も検討しても、利用方法が決定しない農地については「今後検討」と記載することになります。地図上では誰が耕作や保全をしていくのか、個人や法人等の名前を記載するのが原則であります。



新規就農者用とか有機農業用の農地のように目的はあるけれども、耕作者が決ま  
っていない場合はその表現では記載ができない為、「今後検討」となります。  
最後に地域計画自体のことを説明いたします。地域計画では区域を決めていく  
こととなります。農振農用地事の区域設定となるのか若しくは策定のベースとなる  
「人・農地プラン」は町内を4つのエリアに分けて設定していることもあり、そ  
れをそのまま区域とするのか、農林振興係で検討していただいております。  
策定の際にはまず現状、課題を認識する必要があります。例えば油井地区や借  
宿地区ごとを区域とする場合は、農地面積と実施に耕作する農地面積を比較しま  
す。耕作者の減少に伴い、耕作する面積より農地面積が多い現状を把握できた場  
合は、農地利用に課題があることが分かります。この実態から地域の農業の将来  
的なあり方をどうするべきかを記載することとなります。当町はキャベツ、レタ  
スが主に生産しておりますが、地域計画でもそれを主要産物としつつ、その栽培  
方法については有機農業に切り替えながら団地化を形成する、担い手が少ない場  
合は新規就農者や町外からの農業者を募るなど課題解決のための方針を決めて  
いくこととなります。目標地図上では新規就農者用の農地との明記はできません  
が、文言として記載することは可能でございます。それでこの方針を達成するた  
めには具体的に目標を設定しますが、実際にそれを進めていくために農地バンク  
での貸借により担い手への農地集積、集約を行うながら農地利用を促進するな  
どを記載いたします。ただし、計画には担い手への集積率の目標も記載しなければ  
ならず、認定農業者とか認定新規就農者は集積率に含められる中心経営体とな  
りますが、兼業農家や小規模農家は中心経営体にカウントできません。目標地図  
の中では、両方の経営体とも一農業者としての明記は可能であります。国では  
農地に対する担い手への集積率を80%と定めていることや、町でも60%ほ  
どを設定していることもあり、この目標を達成するには規模を拡大する認定農業者  
や認定新規農業者等により実現ができるものと捉えられているのが中心経営体  
とそれ以外の農業者を分けている理由でございます。集積面積の目標も記載する  
こととなります。点在する団地数を減らして少ない耕作者に集約し、団地数は減  
小しても一人の耕作者が耕作する面積を増大させる為に目標設定をします。次に  
その取り組み方法についても記載をしていきます。農地集積、集約をしていくに  
はやはり農業委員、推進委員の皆様と相談の上、農地バンクに貸し付けるなど  
の方法が必要となります。地域計画策定後は耕作者、所有者に委員の方々が農地バ  
ンクの貸付を推進してもらうこととなります。このような取り組みを行うこと  
によって、策定した計画を実行していくことをご理解ください。

基盤整備事業の記載欄については例えば、発地地区は昭和40年代に水田の構造  
改善を実施していますが、減反により水田での活用が減少している事情から、こ  
の計画に基づき畑作への転換が地域での合意でなされるのであれば、中間管理事  
業での基盤整備を活用することも可能であります。またこの辺りも時間を要しま  
すが地域での話合いで決めていただければと考えております。

多様な経営体の確保、育成欄は、各地区での農業者以外の地域内外からの耕作者  
の受け入れについてご検討をいただき、それが可能なかどうかを記載するもの

	<p>です。様々な経営体が農地をご利用することで、農地保全につながる事となります。</p> <p>農協等の農業支援サービス欄についてですが、これがさきほど申し上げたように、いろいろな取り組みを検討したけれども、農地を活用していけないとか、農業者の負担軽減のために部分的な農業サービスを利用する農地につきましても地図に記載していただけますので、農協とも協力できていければ、計画上進めていくことは可能です。またどうしても農地の利用が困難な傾斜地などの箇所については野生鳥獣緩衝帯等の農地に準じる形で別の法律を適用できることから、また相談をさせていただきます。</p> <p>最後の地域内の農業を担う者一覧欄ですが、ここに耕作者の氏名を記載いたします。現状と10年後の経営作物、経営面積等が分かり、ここで規模拡大ができていくかどうか確認できます。例えば油井地区のA区域については市村会長が耕作をしていくと標記され、この計画書とは別で目標地図でも標記されます。</p> <p>以上、ざっくりとはございますが地域計画について地域の代表である委員の皆様にはまずご説明をしましたが、今後この農業委員会とは別で農林振興係で開催する協議の場という別の会議がございます。その会議に皆様またご出席いただきながら、農協や各区長など関係者を交えながら進めていく方向であります。令和5、6年度で策定しますが、農業委員会としては役員会でも相談して、毎月の総会後になります各地区的委員と協議をしてまいりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局から何かお聞きしたいことはありますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>この地域計画については時間をかけて策定してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。その他、全体を通して何かございますか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第35回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。</p>
<p>閉会 16時15分</p>	

--	--